

第 4 回

議員の定数等に関する検討委員会会議録

平成16年8月10日

相模原・津久井地域合併協議会

相模原・津久井地域合併協議会
第4回議員の定数等に関する検討委員会会議録

目 次

○会議次第	1
○出席者名簿	2
○開 会	3
○議 題	3
○そ の 他	21
○閉 会	21

相模原・津久井地域合併協議会
第4回議員の定数等に関する検討委員会会議録

日時：平成16年8月10日（火）午後2時から

場所：津久井合同庁舎 5階 大会議室

〈会議次第〉

1 開 会

2 議 題

（1）議会議員の定数及び任期の取扱いについて

（2）その他

3 そ の 他

第5回議員の定数等に関する検討委員会開催日程

日時 8月24日（火）午後2時から

場所 神奈川県立相模湖交流センター アートギャラリー

4 閉 会

〈出席者名簿〉

○出席委員（12名）

山岸一雄委員長、梶野勲副委員長、久保田義則委員、佐藤賢司委員、小林一郎委員、
田中武夫委員、長友克洋委員、小野志郎委員、菊地原一朗委員、荒井三和委員、
荒井正次委員、永井宏一委員

○合併協議会事務局職員出席者

田所直久事務局長、内田賢治事務局次長、片野憲治事務局次長、瀬戸雅彦主幹、
齋藤淳副主幹、菊地原央主査

○議会事務局

〈相模原市〉白井武司議会事務局長、近藤義則参事兼議事調査課長、井上健二庶務課長、
長谷川雅一担当課長、今村由里副主幹、中島秀臣副主幹

〈城山町〉八木正光議会事務局長

〈津久井町〉柳川宝議会事務局長

〈相模湖町〉井草浩議会事務局長

○傍聴者

一般傍聴（11名）、報道関係者（1名）

開会 午後 2時00分

◎開 会

○山岸委員長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより第4回議員の定数等に関する検討委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は12名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名人として、2名の方をご指名させていただきたいと思います。相模原市の田中武夫委員と城山町の菊地原一朗委員をお願いいたします。



◎議 題

□議題（1） 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

○山岸委員長 それでは、議題に入らせていただきたいと思います。その前に、合併協議会の全体のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

合併協議会事務局長。

○田所合併協議会事務局長 合併協議会の現在の状況でございます。第6回までの協議事項につきましても、協議予定等につきまして、第1回の合併協議会で予定等について示させていただいております。

それから、去る8月4日に、第4回の相模原・津久井地域合併協議会が開催をされております。その中で第6回までの日程についてお示しをし、ご了解をいただいております。第5回が8月25日に開催予定でございます。それから、第6回の日程につきましては9月21日ということでお示しをし、ご了解をいただいております。

これらの第5回、第6回の協議の内容でございますけれども、第5回につきましては、地方税の取扱い等々につきまして協議をさせていただく予定となっております。それから、おかげさまで、第4回までの協議につきましては、一部、継続して協議等がございますけれども、ほぼ予定したとおりに進んでいるような状況でございます。

現在の合併協議会の進捗状況からいたしまして、第6回の協議会に、本検討委員会でご検討いただいております議員の定数及び任期の取扱いについて、協議事項として上げていただくことになるものと考えてございます。できましたら、そういったようなスケジュールで

ございますので、今回と次回で検討委員会としての結果を出していただければというように考えてございます。

それから、第3回、第4回の協議会の際に、山岸委員長の方から、本検討委員会の検討状況について合併協議会の方にご報告をいただいております。

今後のスケジュールにつきましては、以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○山岸委員長 それでは、議題の1、「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」を議題といたします。

本件につきましては、前回の検討委員会において、各町で持ち帰り、ご検討いただくこととなっております。従いまして、各町で検討された結果についてお伺いいたしたいと思っております。いかがでしょうか。

城山町さんから順次お願いしましょうかね。

小野委員。

○小野委員 折角の委員長の取り計らいですけれども、ちょっとその前にお聞きしてよろしいですか。

○山岸委員長 はい、どうぞ。

○小野委員 若干、確かめておきたいことがございますので。単純なことなんですけれども、折角の機会なので。この資料を前回いただいたんですけれども、ここで1市3町のそれぞれの人口が載っておるんですけれども、これは、平成12年10月1日の国勢調査、これをもとにそれぞれが載っているんですけれども、現在の人口がわかりましたら教えていただきたいと思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

○山岸委員長 事務局の方で、近い時点の。

合併協議会事務局長。

○田所合併協議会事務局長 3月1日現在で恐縮でございますけれども、相模原市が62万653、それから城山町が2万3,278、それから津久井町が2万9,346、それから相模湖町が1万379という状況でございます。1市3町合計いたしますと、68万3,656人。これが本年3月1日現在の人口でございます。

以上でございます。

○山岸委員長 小野委員。

○小野委員 非常に早口なので、私、書き切れなかったんですけれども、委員長、もしよろしかったら、確かめることをやらせてもらっても構いませんか。

○山岸委員長 では、ひとつお願いします。

○田所合併協議会事務局長 それでは、もう一度。大変恐縮でございます。

相模原市6万2千653、それから城山町2万3,278、それから津久井町2万9,346、それから相模湖町1万3,799人でございます。

なお、1市3町を合計いたしますと、6万8千3,656人でございます。これは3月1日現在の人口でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○山岸委員長 小野委員。

○小野委員 親切にありがとうございました。よくわかりました。

これは国勢調査の結果として載ったんですけれども、あえて現状のことでお聞きしたら、本年度の3月1日付の人口合計、このことを今お聞きしたわけですね。このことを何故お聞きしたかということは事務局にお預けいたすとして、先ほど委員長からの、城山町が持ち帰った、その内容についてというふうなことだと思うんですね、前回の。そのことでお答えしたいと思います。

城山町議会は定数が16名でございまして、そして現在、17年度の3月31日までに合併をやるべきだと、こういう形の中で、要するに、特別委員会を9人の方たちで設置しております。市と同じように統一選で新たな議席になったときに、今の私が言った内容をもって8人というふうな形で特別委員会を構成しました。そのときに、全員の議員さんに、どうか一緒にやりましょうよと。これは色々な、今、本会のこういうことが当然予想されるわけですから、当然、そのときに投げかけて、そして、議会のことですから、首根っこを押さえて無理やり入ってもらうなんていうことは、これは当然できるわけではございませんので、賛同する議員さんをもって、統一選の後、直ちに8人の特別委員会を設置して、先程言いましたように、補選がありました関係上、新たに9人の委員で精力的に調査しているところであります。

その調査内容ですけれども、当然、議員の身分に関すること、このことも精力的に調査しております。先ほど言いましたように、再来年3月31日までに是非とも合併をやるべきだと、この人たちの集まりの中の、要するに、この議運の身分の、そういうふうな一定の方向性は出ております。ただし、やはり城山町も一つの組織体の議会でございますので、特別委員会の一定の方向性が出ていたとはいえ、他にも議員さんがいらっしゃいますので、その人たちの考え方を今月中にお聞きしなければいけないと思っております。これが城山町の今の、

要するに持ち帰らせていただいた以後のお答えでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○山岸委員長 続いて、津久井町さんからひとつお願いしますかね。

○荒井（三）委員 津久井町です。

前回のこの検討委員会におきまして、去る7月30日に合併の特別委員会を開催されております。できるだけ、この委員会の中で、本日の会議に備え意見集約と思ったんですが、当日の案件につきましては、協議会の案件が殆どで時間を費やされまして、この本議員の定数等につきましては、前回の委員会の資料をコピーし、事務局長から説明がされております。説明された内容につきましては、委員から特段の質問はございませんでした。時間が余りなかったんですが、私は、一議員として、その際、在任特例について提案をしておりますが、特段の議論はなく、当日は終わっております。

今後の予定として、8月13日に議会全員協議会で在任特例に限って議論。さらに、8月23日には特別委員会が開催されますから、それまでの間について津久井町の意見としての意見集約ができればと、こんな段取りで今進めております。在任特例の統一の考え方等につきましては、後ほどまた申し上げたいと、こう思います。

以上です。

○山岸委員長 相模湖町さん、お願いします。

○荒井（正）委員 相模湖町の荒井でございます。

相模湖町は、今月の6日に皆さんと委員会を開催いたしました。その中で、どのように合併について議員の定数をどうしたらいいかと、一人一人、意見を聞くことにいたしました。その中で意見が二通りになりました。実際的には皆さんがどういうふうに思うかは知りませんが、うちの方は、まず、12人のうち9人の出席の中で、3人の方はそれぞれの町の監査とかいろいろな行事がございまして、結局的には9人で、発言したのが8人、1人、中立ということで、8人の中でお話をいたしました。その中で、議員定数はいかにしたらいいかということで、うちの方は、4ページの中の想定例の③番ということで話が出たんですが、またそのほかにも話が色々出ましたので、一緒に掻い摘んで申したいと思います。

まず、定数については2、2、1と、こういうことについては、要するに、ある程度は仕方がないのかなというものの、やはり今、隣の津久井さんが仰いましたとおり、在任特例という話が出ましたけれども、在任特例ということと交えた中で、うちの方も2、2、1ということに対してはちょっと不満があると。少なくとも2、2、2ぐらいにしてもらわないと

困る。1が2ぐらいにしてもらえると、複数にしないと何があっても大変ではないかと、こういう意見が出まして、実際のところは、私の方から要望するのは、2、2、2ということでまず要望してみようではないかと。それが一番ベターであると。

それから、在任特例につきましては、また、うちの方はこれということはありませんが、あと、荒井さん——私も荒井ですが、津久井さんとお話をしましたけれども、この点につきましては津久井さんの方から話をさせていただきますと同時に、うちの方は、できるならば③番の中で2、2、2という、法律を使っただけであれば幸いかなと、このように思っています。

以上です。

○山岸委員長 それでは、相模原の方からひとつお願いします。

○久保田委員 相模原市の場合には、まだ統一見解をされておりませんし、ご相談もされておられません。ただ、この合併方式としては、編入合併と、こういうことでございまして、相模原市の場合には編入する、それから津久井3町の場合には編入されると、こういうことで、編入される津久井郡の3町さんのまずお考えをただそうと、こんな考えで今日まで来ておる訳でございますけれども、それぞれ、今お話のとおり、各地域のお家の事情があることは当然のことだろうと、このように私どもも理解をしております。

ただ、全国的に合併がスタートされて、時には残任期間は全員が市会議員になるとか、色々東北方面ではデータがあるようでございますが、これも恐らく、住民感情からいくといかがなものかと、こういう話も私どもも承っております。率直のところを言って、私どもの今までの聞いている範囲では、この自治法に基づく算定方式というんですか、人口比率によった定数特例が望ましいのではないかと、こんなようなお話しはしばしば私どものアンテナで聞こえてくると、こんな状況でございます。

以上でございます。

○山岸委員長 合併特例ね、今。

○久保田委員 2つある、その定数特例。

○山岸委員長 定数特例。

今、各町市からの発表があったわけですが、もう少し時間をかけて集約をするのかなというような気がいたしますが、さらに、ほかの委員さんからも補足的な意見をひとつお出しただきたいというふうに思います。

どうぞ、小野委員。

○小野委員 今、1市3町それぞれ持ち帰ったものを、一つの意見として委員長の取り計らいでそれぞれ出した訳ですね。私、聞いていまして、想定例として7つある訳ですね。第3回
のときに事務局の方からそれぞれ説明を受けて、当然、持ち帰った訳ですから、このことを
鉢巻き締めてよく勉強を私はさせていただきました。そうすると、今、個々に出した、そう
いう中から拾ってみますと、自治法の③も一つの意見として出たのかなと。この場合は自治
法ですから、相模原市議会に合わせて——編入でございますので、さっき久保田委員さんが
言われたようにですね。相模原市議会において条例の改正をしなければいけないと思うん
です。これは間違いありませんよ。

○山岸委員長 では、事務局の方、答えをお願いします。
議会事務局長。

○白井相模原市議会事務局長 仰るとおりでございます、相模原市の場合ですと市議会議員
の定数条例がございまして、その定数条例を、恐らく、今回の合併でいえば、合併議決の際
に同じ議会の中でこの条例の改正を必要とするのかな、そのように考えてございます。
以上です。

○山岸委員長 小野委員。

○小野委員 ということは、私の考え方で間違いがないというふうにとってよろしいわけですね。
自治法でございますので、相模原市議会において、要するに条例の改正をしないと、この③
は適用できないと、こういう考え方でよろしいわけですね。

○山岸委員長 議会事務局長。

○白井相模原市議会事務局長 仰るとおりでございます。

○山岸委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。それで先程の続きになるんですけども、先程の意見の中に、想
定の⑤も出たやに私は聞きました。この⑤は、合併が成立した時点で、50日以内に、それ
ぞれの編入による当該の町においての人口割による議員の定数によって、議員も選挙によっ
て選ぶと。これが城山町が2で、津久井町が2で、相模湖町が1と、こういうことがこの想
定⑤の50日以内ということだと思えますね。1年後、これは編入合併でございますので、
相模原市の統一地方選というふうな言い方が理解してもらいやすいと思えますけれども、
この時にもう一度、先程の手だてによって選挙ができる。つまり、5年間、これが使えると、
こういうことでよろしいわけですね。

○山岸委員長 議会事務局長。

○白井相模原市議会事務局長 仰るとおりでございます。それで、確認の意味で若干補足させていただきますと、想定例⑤の場合ですと、合併時に3町のところで増員選挙が行われて、19年の4月の一般選挙の場合には1市3町の選挙区で選挙が行われる。ですから、4つの選挙区で選挙が行われると、そのように考えております。

以上です。

○山岸委員長 小野委員。

○小野委員 想定例⑤はよくわかりました。そして先ほど出ている、想定例⑥、⑦も若干出ていたように私は理解したんですけれども、この想定例⑥は、合併時から1年間、要するに在任特例が使えますよと、こういう理解でよろしいわけですね。

○山岸委員長 議会事務局長。

○白井相模原市議会事務局長 仰るとおりでございます。

○山岸委員長 小野委員。

○小野委員 はい、わかりました。

⑦については、今いただいたものと、1年後、増員選挙。先程の⑤に適用する増員選挙を平成19年4月、向こう4年間できると、こういう理解でよろしいわけですか。

○山岸委員長 議会事務局長。

○白井相模原市議会事務局長 こちらについてもお話のとおりで、補足させていただきますと、在任特例は19年4月、いわゆる相模原市議会議員の任期までが在任特例の期間で、その後の一般選挙におきましては、先程補足させていただいたのと同様に、旧といいますか、現在の相模原市と3町、それぞれ別々の選挙区、合計4選挙区で選挙が行われると、そのようにご理解いただければと思います。

以上です。

○山岸委員長 小野委員。

○小野委員 大変申し訳ございません、私ばかりお聞きして。控えなければいけない思いながら、でも大事な当委員会でございますので、確かめるところは確かめさせてください。

そうしますと、自治法の①は、これは、要するに、もう質問する必要はないと思うんですね。意見がなかった想定例②、これも、やはり編入合併でございますので、相模原市議会において条例の改正が必要だというふうなことの理解でよろしいですか。

○山岸委員長 議会事務局長。

○白井相模原市議会事務局長 そのとおりでございます。

○山岸委員長 小野委員。

○小野委員 よくわかりました。そこで、これでひとつ質問というより、事例を事務方の方で持っていれば、少しお教えしていただきたいと思うわけでございますが、今それぞれ、要するに確かめさせていただきました。そういう中で、私どももそれぞれ行政視察等で各市町にお邪魔して、ある一定の、要するに現状の認識は持っておりますが、もし事務局の方でそういう事例があれば、少しご披露していただければありがたいと思いますけれども、委員長の取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

○山岸委員長 議会事務局長。

○白井相模原市議会事務局長 まず、地方自治法によります一般原則につきましては余り事例がございませんので、ちょっと今調べさせていただいております。

それで、合併特例法の特例の関係でございますが、今回、想定例としては4つご提示させていただいておりますが、いずれも定数特例と在任特例の組み合わせになる訳ですが、編入合併の場合ですと、新しいところでは、在任特例を入れているところが愛知県の田原市とか新潟の新発田市。こういうところが新しいところで、15年7月とか8月に合併がされていきますが、こういうところが在任特例を入れています。それは在任特例だけですね。

それと、在任特例と、それから定数特例の組み合わせ、想定例でいきますと⑦になりますか。想定例の⑦に該当するところは、愛媛県の新居浜市が在任特例、これは1カ月だけの在任特例だったんですが。それと、その後の4年間について定数特例を入れているという。

それからあと、定数特例だけでいっているのが広島県の呉市ですか。呉市は、15年4月と今年の4月にそれぞれ別のところと合併をしているんですが、いずれも定数特例を入れている。

事例としてはまだ色々な事例がございますが、とりあえず、新しい方から今ご説明をさせていただきます。

それから、ちょっと確認がとれないんですが、秋田市で1市2町の編入合併をしているところで、自治法の原則に基づきまして、現行定数、当時の定数42を法定上限数の46に上げて、4人増やしている。これは自治法に基づくものです。ただ、ここでいう想定例②に該当するのか、③に該当するのかにつきましては、ちょっと確認がとれておりません。

以上でございます。

○山岸委員長 小野委員。

○小野委員 ありがとうございます。突然質問して何か悪いような気もするし、いや、でも、

これはちゃんと、要するに、皆さん、資料としてお持ちだろうと思って、それを前提にお聞きしました。

そこで、今、白井局長さんから教えていただいたことで、非常に関心があったというか、ちょっと確かめ——私、確かめたくなるんですね、こういう場合は。何例か事例をいただいたんですけれども、⑦の事例の新居浜のケースなんですけれども、1カ月在任をしたという説明をいただいたんですけれども、その後は増員を向こう4年間したと。1カ月というのはどういうふうに私は理解すればいいのでしょうか、ちょっとわかれば教えていただければありがたいです。

○山岸委員長 議会事務局長。

○白井相模原市議会事務局長 1つは、新居浜市の議会の議員さんの任期が、合併後1カ月後に来ていたという当たり前のお答えが1つございます。

それとあと一つは、公職選挙法で、増員選挙は、一般選挙の6カ月前は増員選挙ができないという規定がございますので、そういう意味でいいますと、定数特例を入れての増員選挙は恐らくできないので、言葉が適切か分からないんですが、在任特例をリリーフで入れたような、そんな感じ。そうしないと、多分、定数特例を4年と1カ月入れることが公職選挙法上できないのではないかと。理解が不十分かも知れませんが、多分。

ちょっとこれは確認をさせていただきますが、実は、他の事例で似たような事例がありまして、前橋市なんです、残任期間が3カ月間あって、最初の3カ月間については在任特例を入れて、その後については自治法の一般原則で、想定例③の(2)、人口に比例しないような場合、それを入れてやってきたという、こんな事例があって、何故その3カ月間のところで定数特例を入れられなかったのかというと、先ほど申し上げたような、自治法上の6カ月以内に増員選挙はできないという、そういう規定があるものですからそのところをそういうつなぎをやったということがあるものですから、恐らく、新居浜市の例についてもそんな事情があったのではないかと推測です。これは、確認し、もし違っていけば、次回、訂正をさせていただきますと思います。

以上です。

○山岸委員長 小野委員。

○小野委員 白井局長さん、本当に汗をかかせて申し訳ございませんでした。私にとって大事なことでございますので、お聞きしました。

なお、本人が言われたように、この際は委員長にお返ししますので、私はこれで結構です。

ありがとうございました。

○山岸委員長 それでは、各町の発表ということで行われた訳でございますが、城山町の場合には、来年3月31日に合併をするということは基本的に確認をし合っているということで、定数等につきましては今月いっぱいぐらいをめどに方向を出したいと、こういうことが城山町の状況ということでよろしいですね。

それから、津久井町の場合には、在任特例ということでお願いしたいということでございまして……。そうじゃないですか。

はい、ではどうぞ。

○荒井（三）委員 ちょっと言葉が足らなかったかも分かりませんが、前回の7月30日の特別委員会で想定案、7案について説明がありまして、そこに対して特段の、他の議員から質疑は一切ございません。また意見もございません。私は、一議員として、在任特例の検討をしたかどうかということをご提案したということだけです。

○山岸委員長 今、津久井町も結論が出ているということではなくて、荒井委員さんが在任特例をその場で提案をしたということですから、まだ方向は出ていないと。そういう経過ということでよろしいですね。

それから、相模湖町さんにつきましては、基本的には定数特例の2、2、1ということなんですが、できれば2、2、2にして欲しいと、こういう希望もあるという確認ですよ。ということは、相模湖町さんについては、自治法の一般原則、これを活用しないと2、2、1を増やすことはできないんだよね。

ですから、傍聴者の皆さんがおられるので、自治法の一般原則と言ってもご理解いただけないと思いますので若干解説をさせていただきますと、自治法による一般原則というのは、人口50万人から90万人の市は定数の上限を56人にするという自治法の決まりがございます。それに基づきますと、相模原市が今46人定員がいますから、それから56までの間、10人の範囲で調整をして決めるのが、この自治法の一般原則による方法ということになる訳です。従って、2、2、1の定数特例を変える場合には、そっちの方法しかない、ということになるわね。

それと、もう一つは定数特例ということでございますが、これは、相模原の場合には、人口1万3千人に1人の議員定数と、こういったことございまして、編入を受ける側の定数に基づいて計算をすると、城山2、津久井2、相模湖1、計5名というのが定数特例と、ということになる訳です。この定数特例というの、合併特例法の中の1つなんです。

もう一つが、在任特例といいまして、3町で46人の議員さんがおりますが、その方が残り、全員が市会議員になると、こういうのを在任特例と、こういうふうに言っております。

今、この3つをどうするかということで、組み合わせの部分だとか、色々な話が出てきておりますが、経過としては、今、相模原としては、さっき久保田委員からお話があったように、編入を受け入れる側ですからまだ定数等に対しましては方向は、決めておりませんが、いずれにいたしましても、雰囲気としていうとさっき説明があったように、各会派の意見を聞いた訳ではございませんが、雰囲気としては定数特例、こういうお話がさっきあった訳で、そういうふう整理をさせていただきます。

どうぞ、意見をひとつお出しになっていただいで・・・。

荒井委員。

○荒井（三）委員 先ほど在任特例のお話をいたしましたけれども、想定案⑦の中で、幾つか、最初に選択肢になるのかなと思いますけれども、ちょっと補足をさせていただきたいと思っています。先般の特別委員会で説明した様子並びに若干補足を含めて、在任特例について説明させていただきますが、当然ながら、46に46という物理的な係数を見れば、誰もがこれは拒否反応を示すと思います。それで、私は、この検討に当たって2つの視点があるのではないかと思います。それは、何故在任特例を置くのかという必要性が、まず根拠がなければならぬということ。それから、住民、納税者というものは、当然ながら、経費面というのを相当意識いたします。

その二面から考えた場合、まず、何故置くかということに対して、私は、よく言われますように、編入される側としては、大変規模が相模原市は大きい訳でありますから、住民の不安というものは、これは当然根強くございます。おまけに、四役は当然失職するわけですから、そうした不安を少しでも解消するというと同時に、この協議会の中で既に決定がされております事務事業の一本化調整の中で、即、相模原市の方式に調整できないものは、今後3年なり5年間の期間の中で調整をしていきたいと思いますということがございます。また、今、別途、まちづくりのビジョン計画ができておりますし、今後、合併が成立いたしますと、相模原市の総合計画においても、これは部分的に修正せざるを得ないだろうと、こういうふうに思っております。また、合併当初というものは、そこに目に見えない色々な要素がございますから、そうしたものを相互に調整する意味からして、その必要があるのではないかなと、こう考えております。

それから、2点目に経費の問題がございます。当然、報酬、期末手当等は違いがございま

すから、私は、前回の特別委員会では、3町の報酬、期末手当等は据え置きでいいのではないかと、こういうふうに申し上げております。そういうことで計算いたしますと、相模原市の市会議員、これを一般議員として計算した場合には、総額では5億1,700万になる訳ですね。それで、3町の議員は2億2,100万円。これは、割合としては42.7%になります。これを46人で割りますと、この経費だけを考えた場合には、19.6人という計算になります。更に、政務調査費は、それを加味することの是非はございますが、政務調査費を加味するとすれば、更にそれが18.6人という、経費の面においてはそういうことになります。なので、費用弁償等はないと思いますけれども、人数的にはそうなるわけですね。

限られた期間の中で、是非こうした在任特例についても幅広い検討の中で、住民に対しての説明責任というものがありますから、そうした選択肢を置きながら、先程委員長がおまとめになりましたようなことも含めて、幅広い議論を是非させていただければありがたい。最終は住民感情というのは当然意識しなければなりませんけれども、ただ単に外観上の住民感情ではなしに、先程必要性等の骨子を申し上げましたけれども、その必要性においても理解、あるいは納得がなければ、これは置くべきではないと、こういうふうに思っています。あくまでも、そういうことを提起しながら、今日、幅広く皆さん方の意見をお聞きする中でその判断を求めたいと、このように思っています。

以上です。

○山岸委員長 他に。是非ひとつ今日は自由にご意見を出していただいて、今日結論ということではございませんので、今日は大いに皆さんの意見を出し合っていただくという場ですので、遠慮なくひとつお願いいたします。

田中委員。

○田中委員 質問なんですが、先程相模湖町の方から出た、2、2、2という配分ができないのかと、そういう要望的な意見が出たんですが、これは、ここで合意できればできることなのかどうなのか、これをちょっと伺いたいんですが。事務局の方へ。

○山岸委員長 議会事務局長。

○白井相模原市議会事務局長 法に基づく特例では、先程お話がありましたように難しいということで、もしやるとすれば、想定例③を入れて、その中で人口に比例しないような形での配分ということになるかと思えます。ただ、その際には、増員選挙の際、その時点だけでするので、今回、1市3町の例で申し上げますと、予定どおり、合併の期日どおり合併がさ

れた場合には、残り1年程度がその2、2、2が可能になると、そのように考えております。
以上です。

○山岸委員長 田中委員。

○田中委員 そうした場合には、この想定例③ですか。③の(2)で、4、4、2ということも、もちろん、当然いける訳ですね。

○山岸委員長 議会事務局長。

○白井相模原市議会事務局長 仰るとおりでございます。

○山岸委員長 田中委員。

○田中委員 これは、一番最初の方にも申し上げましたけれども、やはり民意の反映という意味では議員の数はできるだけ多い方がいいし、ましてや津久井3町の場合には、46名がこのままいった場合には、普通にいった場合には10分の1ぐらいになってしまうわけですから、多い方がいいという側面と、もう一つは、合併問題というのは住民合意ということがやはり基本的には大事な問題ですから、十分に住民に理解される範囲内での議員定数ですか、そういったものをやはり我々としては考えていくべきなのかなというふうに思っています。
以上です。

○山岸委員長 菊地原委員。

○菊地原委員 今、田中委員から、2、2、2、或いは4、4、2も可能ではないかと、このようなご提起があった訳でございますけれども、そういうふうに特例を色々とした場合、改選後、何年間、それが使えるか。何年使えるか。ずっとそうなのか、あるいは1回なのか、2回なのか、その辺をちょっと事務局の方からご説明をお願いいたします。

○山岸委員長 議会事務局長。

○白井相模原市議会事務局長 ただいまの人口に比例しない場合ですと、想定例③の中の例外として、公職選挙法の施行令の方で例外的な扱いとして出ております。それで、こちらにつきましては、合併の期日が18年3月だとしますと、そこから相模原市の議員の一般選挙までの19年4月までのおよそ1年間限り、人口に比例しないで選挙区を設けて増員する場合というのは、この1年間に、およそ1年間に限ってございまして、次の一般選挙からは、選挙区を設ける場合については、人口に比例した形でなければならない、これが国の現在のところの公式見解でございます。

○菊地原委員 ありがとうございます。とすると、1カ年だけは使えると。そうなりますと、この想定例⑤になると、50日以内に選挙をすると、2、2、1で。それからさらに4年後、

もう一度、2、2、1が使えるということ。ということは、4年間、これは⑤は使えるということですね。

○山岸委員長 では、議会事務局長。

○白井相模原市議会事務局長 仰るとおりで、先ほど言葉が足りなかったかも分かりませんが、人口に比例する場合は、想定例③で、相模原46、城山、津久井が各2、それと相模湖が1ということで、いわゆる選挙区を設けても、人口に比例しているような場合については、自治法の一般原則でいけば特に制限はなくて、その必要性がある期間については、継続することが可能でございます。それが一般原則。それで、先程お話があった想定例⑤につきましては、合併特例法に基づく、これについてやった場合については、お話のとおり、1年プラス4年ということで、合計5年ということになります。

以上です。

○菊地原委員 ありがとうございます。必要性があればという今ご説明があった訳でございますけれども、これは色々これから議論されるころだと思います。ありがとうございました。

○山岸委員長 長友さん、ありますか。ご意見ありますか。では、お願いします。

長友委員。

○長友委員 先程久保田委員の方から話がありましたとおり、相模原の方では、色々個別に話はしていますが、合意には至っていない中で、個々の意見として述べさせていただきたいと思うんですけれども、色々な要素が合併にはあると思うんですけれども、私は、忘れてはいけないのは平等性と効率化だと思っています。それは本委員会が扱っている案件にしても同様だと思っていますので、その原則というものを大切にしていきたいと思っていますという意見であります。

それと、1つ質問をちょっとさせていただけたらと思うんですけれども、城山の小野委員の方から、今月中までにまとめたいという、そういうお話だったんですけれども、次回開催が24日というふうに当委員会は既に決まってはいるんですけれども、今月中というところでは、24日までにはそういう方向には——可能性としてですね。絶対というのはいないでしょうけれども、どういうふうな想定。

○山岸委員長 あと、今日の締めくくりで皆さんの意見を聞いて、できれば次回にはひとつ方向を出したいということですので、24日前には各町でそれぞれ方向を出してもらおうということはどうですかね。

○山岸委員長 はい。

○小野委員 今、長友委員さんのちょっと聞きたいというふうなところは、城山の名前が出ましたので、若干お答えしなければいけないのかなと思うんですね。先程私、意見として言ったとおり、城山町の、要するに、現状を皆さんにお伝えをしたつもりでいるんですね、具体的にというふうなことからすると言葉が足りなかったと思うんですけども。それは、私も委員の一人として、それとまた、要するに16人の代表としてここに身を置いている訳ですから、その任を果たさなければいけないというのは当たり前の話だと思うんですね。

ちょっと言葉が足りなかったというのは、先程委員長の言葉もありましたけれども、もう一度、要するにお伝えしたいと思えますけれども、特別委員会ではある一定の方向性は出ております。しかしながら、16人が議会構成でございますので、今月中に、要するに皆さんのということは全協ですよ。全協を持って、そこで、要するに、城山町議会の各議員さんの意見をお聞きすると、こういうふうに申し上げたわけでございます。今月中に方向性を出すとは私は言っておりません。今、委員長さんが取り計らいの中で、最終的にというふうなことを仰いましたけれども、この今日の第4回ですよ、今日は。第4回の当委員会の結論付けがどうなるか、要するに、私には分からないんですけども、やはりこの問題というのは非常に各議会において重要視することだと私自身は思っております。だから、そういうことを念頭に入れながら、委員として、各町議会、市議会の委員として、やはり全体を網羅した形の中で一生懸命知恵を出し合って、意見を言って、委員長の取り計らいに意見を言っていると、こういうふうな形になろうと思えますので、どうか、そのご理解をお願いしたいと思います。

○山岸委員長 ほかにご意見ございませんか。

今、城山さんの意見を伺うと、今月中の方向付け、次回というような、全体的な流れの中ではそういう方向付けをして欲しいというような話があるんですが、城山さんのお話だと、ちょっと無理だということになるね。

はい、どうぞ、長友委員。

○長友委員 事務局に、ご存じだったらお答えいただけたらと思うんですけども、教えていただきたいと思うんですけども、先程来、出ていた中で、報酬等について格差をつけるということですね。結果的に格差がつくということのやり方もあるのではないかというご意見があったんですけども、確かにそういうことはできるんだろうなと。法律上はできるんだろうなとは思いますが、ただし、余りにも差があるということについては、恐らく、そう

いうことはあってはならないことではないかというふうに思うんです。そして、恐らく、総務省あたりに確認をすれば、そういう答えが返ってくるのではないかというふうに思うんですけれども、この点はいかがでしょうか。

○山岸委員長 合併協議会事務局長。

○田所合併協議会事務局長 現在、私どもで承知している範囲の中では、在任特例を使った上で、報酬は従前のままというような事例があるということは承知はいたしております。ただ、これは総務省の方にちょっと確認しなければいけません、その場合、まず、長友委員が仰るように、報酬の格差の問題もやはりあるのではないかというふうに思います。余り、例えば、格差が大きい場合はどうなのかというような、その辺の疑問は私どもも持っています。ただ、その具体的に幾らの報酬でどうかということまでちょっとわかりませんが、実際に、そういう格差、旧の町の段階での報酬をそのままにしておくというようなことで在任特例を使った事例というのがあるということは承知をいたしております。細かなところはちょっと調べてみたいと思います。

○山岸委員長 よろしいですか。

長友委員。

○長友委員 最後にもう一つだけ意見を述べさせていただきたいんですが、仮に合併が成立した場合でありますけれども、私個人としては、現行の相模原市域の中で市議会議員になっていく訳ですけれども、合併して市域が広がったのであるならば、広がった市域もすべて合わせての議員としての活動を行わなければいけないだろうと思っていますし、現行も、地域に特化したというよりも、市内全体を見ながら、他の議員の方々と協力をしながら活動をしているつもりでありますので、色々な懸念というのはあるんだろうと思うんですが、同じ市になった以上、そこを全体を見回した中でどうすべきかという議論が大切なんだろうと思っています。そういう視点で、この委員会の今後の決めていく場面も臨んでいきたいというふうに思っています。

○山岸委員長 荒井委員。

○荒井（三）委員 在任特例については色々各論的な意見もありましたけれども、新法においても在任特例が置かれているというのは、それなりに要素がある訳でございます。私が先程申し上げた、合併すれば報酬等も統一し、今、長友委員が仰るとおり、同じ市議員としての活動をする訳ですから、論理上はそのとおりだと思います。しかし、在任特例という特別に認められているということからすれば、私は、一面、一定の期間、格差があってもいいので

はないかな。例えば、北海道の函館、あるいは福島の会津若松、山口の宇部市、こういうところは、今年の11月1日ですか、合併するようでありますけれども、これは格差を置くような形ですね。それから、既に15年中に合併した静岡市、清水市についても報酬に格差がありますし、山口県の周南市というところは、徳山市が44万5千円に対して、町が、熊毛町というんでしょうかね、19万7千円とか、鹿野町が18万9千円とか、相当格差がある訳ですね。

ですから、それはそれぞれの地域の事情があろうと思えますけれども、是非そういったところの精査をいただいて、私は、必ずしも合併、即、同じでなければということではなしに、在任特例、特例ということでもありますから、報酬等にも特例的な発想があってもいいのではないか、こういうふうを考えております。それは、あくまでも、置く必要性に理解が得られなければ議論の余地はないと、こういうふうに思っております。

○山岸委員長 小野委員。

○小野委員 委員長にひとつ提案させてください。5分でも10分でもいいですから、休憩をとっていただければありがたいと思えますので、ご一考をよろしくお願いします。

○山岸委員長 それでは、暫時休憩ということで、3時15分ごろまで休憩をしたいと思えますが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山岸委員長 それでは、休憩をさせていただきます。

3時15分再開ということで、お願いいたします。

休憩 午後3時01分

再開 午後3時15分

○山岸委員長 それでは、再開をさせていただきます。

もう少し皆さんのご意見を伺って、まとめをしていきたいというように思いますので、お願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤委員 4回目で、初めて具体的に各町の意向をお聞きいたしました。それぞれみんな、3町の皆さんも事情がありますから、荒井さんが仰っていたように、町民に対する説明だとか、色々な大きな問題はあると思えますけれども、私は、基本的には、やはり市民、町民のスタ

ンスで物事を考えるべきだろうというのを優先してあげたいというつもりでありますし、今日初めて各町から、それから私どもから、個々のご意見はみんなありますけれども、ご意見を出させてもらいました。

それで、できれば、これをもう1回、私は持ち帰らせていただいて、各町のご意見も我々にまた検討してみますよ。それで、ここでもう1回、次の24日に話を詰めさせてもらいたい。ただ、スタンスは、是非お願いしたいのは、市民、町民のスタンスでこの定数の問題は片づけていかないと、後で大きな後顧の憂いを残すことになるのかなと思っていますから、その中でも、私は、もうこの後のどこかの協議会かなんかで、その他の各町のあり方についてのお話もきっと提示が出てくると思いますから、その辺では、また大きな広範の意味でフォローできる部分は十分出てくると思うんですね。だから、是非委員長さん、私は今日のご意見を大事にしたいと思っていますので、これで持ち帰らせていただいて、またそれぞれが皆さんの意見を検討していくという方向がいいのかなと私は思っておりますが。

○山岸委員長 今、佐藤委員からご提案がございましたように、それぞれ今日は各町市の意見を出していただきまして、これを再度持ち帰っていただいて協議を深めていただくということで、次回、さらに進めて協議をしていきたいというように思いますので、今日はこの程度に、この定数のことにつきましては、この程度でよろしいですかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山岸委員長 それでは、本日は、定数検討につきましてはこの程度にさせていただきます、次に進ませていただきます。

□議題（2） その他

○山岸委員長 それでは、議題の2、「その他」を議題といたします。

事務局の方から何か説明をひとつお願いいたします。

ないですか。

○田所合併協議会事務局長 議題の方は特にございません。

○山岸委員長 もうないですか。

それでは、特に、委員の皆さんからございませんか。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

○山岸委員長 ないですか。

あと、ないですね。

◇

◎その他

○山岸委員長 それでは、ないようですので、議会事務局からの次回の開催についてについて協議ということでございますが、特に事務局からは。

合併協議会事務局長。

○田所合併協議会事務局長 次回の日程の関係でございます。お手元にご配付いたしました次第の方にあるかと思いますが、第5回の議員の定数等に関する検討委員会の開催日程でございます。8月24日火曜日になりますけれども、午後2時から、相模湖でございます神奈川県立相模湖交流センターのアートギャラリーの方で開催をしたいと考えてございますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○山岸委員長 それでは、第5回目を、今ご説明がございましたように、8月24日火曜日の午後2時から、神奈川県立相模湖交流センター、アートギャラリーで開催するというご確認をいただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○山岸委員長 それでは、そのようにお願いいたします。

◇

◎閉 会

○山岸委員長 それでは、今日の検討いただきましたことを、くどいようですが、再度持ち寄っていただくということにいたしまして、本日の検討はこの程度に留めまして、閉会をさせていただきます。大変どうもありがとうございました。

閉会 午後 3時21分

相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程第8条第3項の規定により署名する。

平成16年9月15日

会議録署名人 田 中 武 夫

会議録署名人 菊 地 原 一 朗